

最高裁秘書第2400号

令和7年7月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

6月12日付け（同月16日受付、第070126号）で申出がありました司法行政文書開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

家裁の遺言書検認期日の場合、遺言書の現物は遺言書検認の申立人の所有物であって事件記録ではないため、家裁所長の庁舎管理権に基づき、申立人の同意がある場合であっても、出席当事者又は代理人による遺言書の写真撮影は絶対に禁止されていることが分かる文書（裁判官又は裁判所書記官の研修資料を含む。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話 03 (4233) 5240 (直通)